肺がん検診読影医師の認定登録条件等

１.認定登録の条件

（１）研修歴(資格)：新規申請時

次の各号のいずれかに該当していること。

①熊本県がん検診従事者(機関)認定協議(肺がん検診従事者講習会)を申請前３年間に２回以上受講したもの

②熊本県肺がん研究会の会員であるもの

③日本呼吸器学会、日本肺癌学会、日本呼吸器内視鏡学会、日本結核病学会、日本医学放射線学会いずれかの会員であるもの

④厚生労働省の定める臨床研修病院で肺がんについて２年以上研修を受けた者で、かつ当該所属長の推薦がある者

（２）登録の期間・認定審査手数料

①認定の期間は、３年間とする。ただし、新規申請に係る認定の期間は次の更新年度の３月３１日までとする。

②認定審査手数料は新規・更新共１万円とする。

２.遵守事項

（１）更新申請までに、部会が指定する講習会等に出席すること。なお、３年間に３回は出席すること。

〈部会が指定する講習会等とは〉

＊熊本県がん検診従事者(機関)認定協議会(肺がん検診従事者講習会)

＊医師会が主催する生涯教育講座(呼吸器部門)

＊熊本県肺がん研究会

＊日本呼吸器学会、日本肺癌学会、日本呼吸器内視鏡学会、日本結核病学会、日本医学放射線学会等

（２）認定登録条件に変更が生じたときは、速やかに報告すること。

（３） (1)(2)の事項を遵守しないときは、認定を取り消すことができる。